

鳥取市佐治町佐治川小水力発電所
整備運営事業

実施方針

令和 7 年 1 月

鳥取市

目次

第1 特定事業の選定に関する事項.....	4
1 事業内容等に関する事項.....	4
2 特定事業の選定方法等に関する留意事項.....	7
第2 事業者の募集及び選定に関する事項.....	8
1 事業者の募集及び選定方法.....	8
2 事業者の募集及び選定スケジュール.....	8
3 選定委員会の設置.....	9
4 提出書類の概要.....	9
5 応募者の参加資格等.....	10
6 審査及び選定に関する事項.....	11
第3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項 ..	13
1 基本的な考え方.....	13
2 予想されるリスクと責任分担.....	13
3 事業者の責任の履行の確保に関する事項.....	13
第4 本事業の立地並びに規模及び配置に関する事項 ..	14
1 立地に関する事項.....	14
2 本施設の計画に関する事項.....	14
第5 資料、提案書及び協定の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項 ..	15
1 疑義が生じた場合の措置.....	15
2 管轄裁判所の指定.....	15
第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項 ..	16
1 基本的な考え方.....	16
2 本事業の継続が困難となった場合における措置.....	16
第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項 ..	17
1 法制上及び税制上の措置に関する事項.....	17
2 財政上及び金融上の支援に関する措置.....	17
3 その他の支援に関する事項.....	17
第8 その他の特定事業の実施に関し必要な事項 ..	18
1 本事業において使用する言語.....	18
2 書類作成に係る費用.....	18
3 実施方針の公表に関する事項.....	18
別紙1 リスク分担表.....	19
別紙2 実施方針に対する意見書 ..	23

本実施方針は、民間事業者の選定を行うにあたり、事業の実施に関する方針として定めるものである。

また、市としては、ここに公表する実施方針に対し、民間事業者からの幅広い意見や改善案が寄せられることを期待するとともに、それらを合理的に踏まえた形での公募実施を予定している。

本実施方針における用語の定義は以下のとおり。

用語の定義

市	鳥取市をいう。
事業者	本事業を委託する民間事業者をいう。なお、本施設の設計を担う者、本施設の施工を担う者及び本施設の維持管理・運営を担う者を含む。
本施設	本事業で、事業者が事業場所において設計・建設を行う施設及び設備の全てをいう。
実施方針等	実施方針の公表の際に市が公表する書類一式をいう。具体的には、実施方針及び要求水準書（案）、添付書類をいう。
募集要項等	公募の際に市が公表する書類一式をいう。具体的には、募集要項、要求水準書、事業者選定基準、基本協定書（案）、事業契約書（案）様式集等をいう。
代表企業	構成員の中で応募手続きを行い、市との対話窓口となる1法人をいう。
応募グループ	本事業を実施するために必要な能力を備えた法人（以下に定義する構成員及び協力企業）で構成されるグループをいう。
応募者	応募グループに属する法人（以下に定義する構成員及び協力企業）を総称して、または個別にいう。
構成員	応募グループを構成する法人をいう。本事業実施にあたり市の同意を得て特別目的会社を設立する場合には、当該特別目的会社に出資を行う法人を含む。
協力企業	応募グループを構成する法人で、業務の一部を直接受託・請負する法人をいう。
資格審査通過者	参加資格を通過した者をいう。
参加資格確認基準日	参加資格審査書類の受付締切日をいう。
事業提案書	資格審査通過者が募集要項等に基づき作成し、期限内に提出される書類及び図書をいう。
選定委員会	事業実施に必要となる事項及び事業提案書に係る専門的かつ客観的な視点から検討等を行う目的で、市が設置する学識経験者等で構成される組織をいう。
優先交渉権者	選定委員会の意見を受けて、事業契約の締結を予定する者として市が決定した者をいう。
特別目的会社 (S P C)	本事業の設計・建設、維持管理・運営業務の実施を目的として事業者が設立することができる会社（Special Purpose Company）をいう。
地域還元事業	地域団体への寄付等による利益還元や地域の雇用創出、環境教育の提供、地域における公益的な事業の実施など、発電事業と合わせて実施することで地域の経済性、環境性または持続可能性が向上することが期待される事業をいう。

第1 特定事業の選定に関する事項

1 事業内容等に関する事項

(1) 事業名称

鳥取市佐治町佐治川小水力発電所整備運営事業（以下「本事業」という。）

(2) 事業の対象となる公共施設等の名称

鳥取市佐治町佐治川小水力発電所（以下「本施設」という。）

(3) 事業場所

鳥取市佐治町大井地内

(4) 事業目的

本事業は、鳥取市が推進するカーボンニュートラルの実現に向けた取組みの一環として、千代川水系佐治川において小水力発電設備を整備するものであり、地域の豊かな自然資源を活用して発電した電力を地域で自家消費するエネルギーの地産地消、再生可能エネルギーの導入推進、脱炭素社会実現への貢献、災害時の非常用電源確保等を通じて地域振興と持続可能なまちづくりを図るものである。

(5) 事業概要

本事業は、民間事業者の持つ技術能力や資金を活用する方式を導入し、民間事業者の資金により本施設の設計及び建設を行い、本施設を民間事業者が所有し、長期的、効率的、安定的かつ安全に発電事業を行うために運営管理及び維持管理を行い、市の脱炭素先行地域の取組を推進するものである。

本事業の実施にあたっては、民間の資金、創意工夫及び技術的・経営的能力等を活用し、効率的・効果的な事業推進を図るため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下「PFI法」という。）に基づいて行う。

(6) 特定事業の業務内容

特定事業として事業者が実施する業務は、次に掲げるものとする。

ア 本施設の設計・建設業務

事業者は、市と事業者が結ぶ事業契約（以下「契約」という。）に基づき、本施設の設計、施工、工事監理を行うものとする。設計及び建設等に必要となる、申請、解体撤去、設計、建設工事等、必要となる一切の業務を、事業者の責任及び費用で実施するものとする。

イ 運営維持業務

事業者は、本施設の運営維持業務として、以下の業務を実施する。

- ・巡視及び点検
- ・測定及び調査
- ・運用
- ・記録
- ・運転制御
- ・設備の保護・修繕・保全
- ・緊急時対応、災害対応
- ・その他施設の運営維持に必要な業務

ウ 地域還元事業に係る業務

事業者は、市の地域に貢献する事業（以下「地域還元事業」という。）を実施するものとする。地域還元事業の内容については、事業者の創意工夫に委ねるものとし、その具体的な内容（事業者が得る収益の一定割合を金銭にて市に対して支払うものでもよい。）を提案書に記載するものとする。

エ 原状回復業務

事業者は、事業契約期間終了後、本施設の設備の撤去を含む原状回復工事を行うものとする。

（7）事業方式

PFI法に基づき、事業者が自ら提案した設計・建設を行った後、市から設置許可を受けた上で、事業者が当該施設の所有権を保有したまま、事業期間中の維持管理業務及び運営業務を実施するBOO(Build-Own-Operate)方式により行う。

（8）事業期間（予定）

事業契約締結から令和31（2049）年3月31日までとする。ただし、本施設の建設作業が合理的な理由で遅延した場合には、市が事業契約期間を本施設供用開始から20年までとすることを認めることがある。

（9）事業スケジュール（予定）

日程	内容
令和8（2026）年3月	事業者との事業契約締結
令和11（2029）年4月	事業者による本施設供用開始
令和31（2049）年3月末	本施設の供用終了 原状回復

(10) 事業者の収入

事業者は、水力発電に係る売電収入のうち、特定事業実施により生じた費用を除く収益を收受できるものとする。

(11) 事業者が実施する業務

事業者は、事業契約書等に特段の定めがある場合を除き、本事業の実施に要する費用を負担しなければならない。

(12) 有資格者の選任・届出

事業者は、自らの費用と責任で、電気主任技術者を配置するものとする。

(13) 本事業の実施に関する協定等

市は、PFI法に定める手続きに従い、本事業を実施するため、次に掲げる協定等を締結する。

ア 基本協定

市は、選定された民間事業者との間で、本事業の円滑な実施に必要な基本的事項を定めた基本協定を締結する。なお、基本協定書（案）は、募集要項等において示す。

イ 事業契約

市は、基本協定に定めるところにより、事業契約を締結する。なお、事業契約書（案）は募集要項等において示す。

(14) 遵守すべき法令及び許認可等

事業者は、本事業の実施にあたり必要とされる関係法令（関係する施行令、施行規則、条例等を含む。）等を遵守する。なお、関連法令に基づく許認可等が必要な場合は、事業者の負担によりその許認可等を取得しなければならない。

(15) 事業期間終了後の措置

事業期間の終了時、事業者は施設の運転を速やかに停止し、設備の撤去を含む原状回復工事を行うものとする。ただし、事業者は、市の同意に基づき事業契約期間を延長することができるものとする。この場合、事業者は、契約期間満了日の概ね2年前までに更新の意思表示を行うとともに、更新後の契約期間に必要となる運営管理及び維持管理並びに改修工事事業計画を市に提出することとする。

(16) 実施方針の変更

事業者からの意見を踏まえ、募集公告までに、実施方針の変更を行うことがある。なお、変更を行った場合には、速やかにその内容を市公式ウェブサイトにおいて公表する。

2 特定事業の選定方法等に関する留意事項

(1) 選定基準

市は、本事業をPFI法に基づく特定事業として実施することで、本事業を効率的かつ効果的に実施でき、サービス水準の向上が期待できる場合に、本事業を特定事業に選定する。

(2) 選定結果の公表

市は、本事業を特定事業として選定した場合には、その結果を評価内容とあわせて、市公式ウェブサイト等を用いて速やかに公表する。なお、本事業の実施可能性についての客観的な結果等に基づき、特定事業の選定を行わないこととした場合にあっても、同様に公表する。

第2 事業者の募集及び選定に関する事項

1 事業者の募集及び選定方法

市は、本事業をPFIに基づき特定事業として選定した場合は、本事業への参加を希望する事業者の募集を行う。また、事業者の募集及び選定方法は、公募型プロポーザル方式とし、応募者から事業提案を募ることとする。

なお、事業者の選定方法については、以下のとおり、参加資格の確認、提案審査の2段階により実施することを想定している。

(1) 参加資格の確認

本事業への参加を希望し、申請書類を提出した事業者が、「第2－5 応募者の参加資格等」を満たしていることを確認する。

(2) 提案審査

参加資格等の確認を通過した応募者から、具体的な業務の実施方法等についての提案を受け、これらの提案内容を総合的に評価した上で、優先交渉権者を決定する。

2 事業者の募集及び選定スケジュール

本事業を特定事業として実施する場合、市は、以下の手順により事業者を選定することを予定している。具体的な日程は、募集要項等において示す。

日程	内容
令和7(2025)年12月	実施方針の公表
令和7(2025)年12月	特定事業の選定・公表
令和8(2026)年1月	募集要項等の公表
令和8(2026)年1月	提案書の受付・締切
令和8(2026)年2月	優先交渉権者の決定及び公表
令和8(2026)年3月	基本協定締結
令和8(2026)年3月	事業契約締結・本事業の開始

(1) 募集要項等の公表

本事業を特定事業として選定した場合、募集要項等を市公式ウェブサイトにおいて公表する。

(2) 募集要項等に関する質問の受付・回答

募集要項等に記載の内容について、必要な範囲で質問を受け付ける。

（3）参加資格確認書類の受付及び確認結果の通知

本事業への参加資格確認書類を受け付ける。確認結果は速やかに通知する。

（4）提案審査書類の受付

参加資格が認められた応募者に対し、提案審査書類の提出を求める。

（5）優先交渉権者の決定・公表

審査結果及び優先交渉権者については、速やかに応募者に通知するとともに公表する。

3 選定委員会の設置

事業者の選定に際しては、有識者や市職員等により構成される選定委員会を設置する。

4 提出書類の概要

（1）提出書類の内容

参加資格の確認として、参加表明書及び参加資格確認書類等の提出を応募者に求める。提案審査においては、次に掲げる事項を主な内容として含む提案書の提出を求める予定している。

- ア 事業計画に関する提案
- イ 施設整備に関する提案
- ウ 維持管理に関する提案
- エ 地域還元事業に関する提案

（2）提出書類の取扱い

ア 著作権等

提出書類の著作権は、当該提出書類を提出した応募者に帰属する。ただし、市が公表、展示その他本事業に関して認める範囲において、市はこれを無償で使用することができる。

イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じる責任は、原則として提案を行った応募者が負う。

ウ 資料の公開

市は、事業者の選定後、審査結果の公表の一環として、必要に応じて応募者から提出された提出書類（選定されなかった応募者からの提出書類を含む。）の一部を公開する場合がある。

5 応募者の参加資格等

（1）応募者の構成等

- ア 本事業には、事業を行う能力を有する単独の企業（以下、「単独企業」という。）または、複数の企業によって構成されるグループ（以下、「応募グループ」という。）が、応募することができる。
- イ 単独企業の場合は、当該企業を事業者とし、応募手続きを行うこと。
- ウ 応募グループの場合、応募グループを構成する企業（以下「構成企業」という。）の中から代表企業を1社定め、当該代表企業が応募手続きを行うとともに、構成企業の構成員すべてを明らかにし、各々の役割分担を明確にすること。
- エ 構成企業の変更は認めない。ただし、提案書の提出期限までの期間に限り、構成企業を変更せざるを得ない事業が生じた場合は、市と協議するものとし、その事業を検討の上、市が認めた場合はこの限りではない。
- オ 構成企業のいずれかが、他の単独企業の応募者または他の応募グループの構成企業ではないこと。
- カ 構成企業のいずれかと資本関係または、人的関係のある者（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号または第4号に規定する親会社・子会社の関係がある場合をいう。以下同じ。）が、単独企業の応募者または他の応募グループの構成企業ではないこと。）

（2）応募者に共通の参加資格要件

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号及び第2項各号の規定に該当する者でないこと。
- イ PFI法第9条の各号のいずれにも該当する者でないこと。
- ウ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号の処分を受けている団体及びその役職員または構成員（以下「ウに掲げる団体等」という。）でないこと。
- エ 鳥取市暴力団排除条例（平成24年鳥取市条例第1号）第2条に規定する暴力団、暴力団員等及び暴力団関係者の該当者（以下「エに掲げる暴力団等」という。）でないこと。
- オ ウに掲げる団体等及びエに掲げる暴力団等から委託を受けた者並びにエに掲げる暴力団等の関係団体及びその役職員または構成員でないこと。

- カ ウに掲げる団体等及びエに掲げる暴力団等と密接な関係を有する者でないこと。
- キ 鳥取市建設業者等指名停止措置要綱（平成 25 年制定）に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。
- ク 経営不振の状態（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項の規定に基づき、更生手続開始の申立てがなされたとき、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項の規定に基づき再生手続開始の申立てがなされたとき、手形または小切手が不渡りになったとき等。ただし、市が経営不振の状態を脱したと認めた場合は除く。）にないこと。
- ケ 応募申込みをした日から過去 1 年間の法人税、消費税または法人事業税を滞納している者でないこと。
- コ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 92 条の 2 及び第 180 条の 5 に該当する者でないこと。
- サ 市と本事業に関する事業性評価調査業務を締結した者（当該企業の指示により当該契約に関する業務を行う企業及び、当該企業と資本関係または、人的関係のある者でないこと。なお、本事業に係る事業性評価調査業務を締結した企業は、株式会社井上工務店（岐阜県高山市江名子町 2715 番地 11）である。

（3）参加資格確認基準日

参加資格確認基準日は、参加資格確認書類の提出期限の最終日とする。

6 審査及び選定に関する事項

（1）選定委員会の設置

事業提案の審査は、鳥取市佐治町佐治川小水力発電事業プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）で行う。

（2）審査方法

事業提案の内容は、事業計画内容、資金計画内容、技術提案内容、運営管理内容、維持管理内容、地域貢献内容等の各面から、総合的に行う。

（3）事業者の選定

選定委員会における審査を経て、市は、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定する。

（4）選定結果の公表

市は、選定委員会の選定結果を公表する。

第3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 基本的な考え方

本事業における業務遂行上の責任は、原則として事業者が負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由があるものについては、市が責任を負うものとする。

2 予想されるリスクと責任分担

事業者が責任を持つ範囲の概要は次のとおりとする。なお、具体的な責任範囲は別紙1「予想されるリスクと責任分担表」によるものとする。

- (1) 共通
- (2) 設計・建設段階
- (3) 維持管理・運営段階

3 事業者の責任の履行の確保に関する事項

(1) 監視の方法等

市は、事業者が事業契約に基づいて本事業の各業務を実施する者との間における契約内容、各業務の実施状況、事業者の財政状況を監視し、必要に応じて是正または改善を要求する。

(2) 改善要求

市は、維持管理業務において、事業者の帰責事由により要求水準が達成されていないことが明らかになった場合には、事業者に維持管理業務の方法の改善、当該業務を実施する者の変更等を求める。

第4 本事業の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 立地に関する事項

本事業実施場所 鳥取市佐治町大井地内



「地理院地図」（国土地理院 <https://maps.gsi.go.jp/>）をもとに鳥取市作成

2 本施設の計画に関する事項

発電形式	水路式
最大使用水量	1.700m ³ /s
有効落差	14.85m (総落差 16.85m / ヘッドタンク計画水位 150.15m、放水位 133.3m)
最大出力	209.3kW

第5 資料、提案書及び協定の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

1 疑義が生じた場合の措置

市が募集手続において配布した一切の資料、当該資料に係る質問回答書及び事業者が提出した提案書並びに市と事業者との間で締結された協定等の解釈に疑義が生じた場合は、市と事業者が本事業の円滑な遂行を前提とし、誠意をもって協議の上、解決を図る。なお、このため、市及び事業者は、事業契約の締結後に双方が参画する関係者協議会を設置する。

2 管轄裁判所の指定

基本協定及び事業契約に係る紛争については、鳥取地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1 基本的な考え方

本事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、事業契約に定める事由ごとに、市と事業者の責任に応じて、適切な措置を講じるものとする。

2 本事業の継続が困難となった場合における措置

修復その他の措置を講じたにも関わらず、本事業の継続が困難となった場合は、事業契約の定めるところにより本事業を終了する。

(1) 事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合、市は、事業契約の定めに従い契約を解除することができる。この場合、事業契約の定めるところにより、市は事業者に対し損害賠償の請求を行うことができる。

(2) 市の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

市の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合、事業者は、事業契約を解除することができる。この場合、事業者は市に対し損害賠償の請求を行うことができる。

(3) いずれの責めにも帰すことができない事由により本事業の継続が困難となった場合

市または事業者のいずれの責めにも帰すことができない不可抗力その他の事由により、本事業の継続が困難となった場合は、市及び事業者との間で誠意をもって協議の上、解決を図る。事業契約を解除する場合の措置については、事業契約の定めに従う。

第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1 法制上及び税制上の措置に関する事項

事業者が本事業を実施するにあたり、法令の改正等により、法制上または税制上の措置が適用されることとなる場合は、それによることとする。

なお、市は、現時点では、本事業に係るこれらの措置等は想定していない。今後、法制や税制の改正により措置が可能となる場合は、市は当該措置の適用以降の事業契約上の措置について検討を行うものとする。

2 財政上及び金融上の支援に関する措置

本事業を実施するにあたり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合には、市はこれらの支援を事業者が受けることができるよう努めるものとする。

3 その他の支援に関する事項

その他の支援については、以下のとおりとする。

- (1) 市は事業実施に必要な許認可に関し、必要に応じて協力をを行う。
- (2) 法改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合には、市と実施事業者で協議を行う。

第8 その他の特定事業の実施に関し必要な事項

1 本事業において使用する言語

本事業において使用する言語は、日本語とする。

2 書類作成に係る費用

参加資格確認書類、提案書、質問の書類作成及び提出等、本事業の応募に係る費用は応募者の負担とする。

3 実施方針の公表に関する事項

(1) 担当部局

担当部局	鳥取市経済観光部 経済・雇用戦略課 スマートエネルギー・タウン推進室
住所	〒680-8571 鳥取市幸町71番地
電話	0857-30-8288
ファクシミリ	0857-20-3947
電子メール	energy@city.tottori.lg.jp

(2) 実施方針に関する意見等の受付

ア 受付期間

令和7年12月19日（金曜日）から

令和7年12月25日（木曜日）まで（必着）

イ 提出先

上記（1）と同じ。

ウ 提出方法

実施方針に関する意見等を簡潔にまとめ、実施方針に関する意見書（別紙2）に記入し、電子メールに電子ファイルを添付して提出する。

(3) 実施方針の変更

市は、民間事業者からの意見等を踏まえ、PFI法第7条に定める特定事業の選定までに実施方針の内容を見直し、変更を行うことがある。

実施方針の変更を行った場合には、市の公式ウェブサイト等への掲載その他適宜の方法により速やかに公表する。

別紙1 リスク分担表

(凡例 「○」主たる負担者、「△」従たる負担者)

1 共通

	リスクの内容	負担者	
		市	事業者
(1) 募集要項リスク	募集要項の誤記により、市の要望事項が達成されない等の事象への対応	○	—
(2) 応募リスク	応募費用の負担に関するもの	—	○
(3) 契約締結リスク	市の責めによる契約締結の遅延・中止	○	—
	事業者の責めによる契約締結の遅延・中止	—	○
	上記以外の理由による	△※	△※
(4) 政策転換リスク	政策変更による事業への影響（市の指示による事業の取りやめ、事業範囲の縮小、変更、拡大等）に関するもの	○	—
(5) 住民対応リスク	本事業そのものに対する住民反対運動、訴訟、要望などへの対応に関するもの	○	—
	上記以外の住民反対運動、訴訟、要望、苦情などへの対応に関するもの	—	○
(6) 法令変更リスク	本事業に直接関係する法制度等の変更、新たな規制立法の成立等に関するもの（税制度を除く）	○	—
	上記以外の法令の変更、新規立法の成立に関するもの	—	○
(7) 税制度変更リスク	消費税及び地方消費税の範囲及び税率の変更に関するもの	○	—
	本事業に直接的影響を及ぼす税制の新設及び変更に関するもの	○	—
	上記以外の税制度の変更等（例：法人税率の変更）	—	○
(8) 許認可取得リスク	業務の実施に関して市が取得するべき以外の許認可の取得が遅延または取得できなかった場合	—	○
(9) 債務不履行リスク	市の責めに帰すべき事由による債務不履行に関するもの	○	—
	事業者の事業放棄、破綻に関するもの	—	○

	事業者の提供するサービスの品質が要求水準書の示す一定の水準を満たしていないことに関するもの	—	○
(10) 物価変動リスク	物価変動によるコストの変動	△※	○※
(11) 第三者賠償リスク	市の責めに帰すべき事由により第三者に与えた損害の賠償	○	—
	事業者の責めに帰すべき事由により第三者に与えた損害の賠償	—	○
(12) 環境保全リスク	事業者が行う業務に起因する有害物質の排出・漏えいや騒音・光・臭気に関するもの	—	○
(13) 不可抗力リスク	市及び事業者のいずれの責にも帰すことができず、また計画段階において想定し得ない暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、落雷などの自然災害、及び戦争、暴動その他の人為的な事象による施設の損害によるもの	△※	△※
(14) 金利変動リスク	基準金利確定前の金利変動に関するもの	○	—
	基準金利確定後の金利変動に関するもの	—	○
(15) 第三者賠償リスク	事業者が行う業務に起因する第三者への賠償	—	○
	施設の劣化及び維持管理の不備による第三者への賠償	—	○
(16) 資金調達リスク	市が調達する必要な資金の確保に関するもの	○	—
	事業者が調達する必要な資金の確保に関するもの	—	○

※詳細なリスクの負担方法については、事業協定書（案）において提示する。

2 設計・建設段階

リスクの内容		負担者	
		市	事業者
(1) 設計変更リスク	市の指示または市の責めに帰すべき事由による設計変更による費用の増大、計画遅延に関するもの	○	—
	事業者の提案内容の不備、変更による設計変更による費用の増大、計画遅延に関するもの	—	○
(2) 測量・調査リスク	事業者が実施した測量、調査等に不備があった場合	—	○
	事業者が実施した測量、調査の結果、市が事前に公表した資料からは予見できない事象が発見された場合	○	—
(3) 土壌汚染、地中障害物等リスク	市が事前に公表した資料に明示されているもの	○	—
	市が事前に公表した資料からは予見できない土壌汚染、地中障害物等が発見された場合	—	○
(4) 建設着工遅延リスク	市の指示、提示条件の不備、変更によるもの	○	—
	上記以外の要因によるもの	—	○
(5) 建設工事費増大リスク	市の指示、提案条件の不備、変更、提示された資料等から予見できなかつた不測の事態による工事費の増大	○	—
	上記以外の要因による工事費の増大	—	○
(6) 工事遅延リスク	市の指示、提案条件の不備、変更による工事遅延、未完工による施設の供用開始の遅延	○	—
	上記以外の要因による工事遅延、未完工による施設の供用開始の遅延	—	○
(7) 工事監理リスク	工事監理の不備により工事内容、工期などに不具合が発生した場合	—	○
(8) 性能リスク	要求水準の不適合に関するもの	—	○

3 維持管理・運営段階

リスクの内容		負担者	
		市	事業者
(1)設備・備品管理リスク	市の責めに帰すべき事由による設備・備品の盗難、破損に関するリスク	○	—
	上記以外の要因によるもの	—	○
(2)光熱水費変動リスク	物価変動以外の要因による光熱水費の変動	—	○
(3)需要変動リスク	市の施策変更（利用料金の減免制度の変更等）及び市の責めによる事業内容・用途・要求水準の変更等に起因する収入や業務費の変動	○	—
	上記以外の要因によるもの	—	○
(4)自由提案事業リスク	すべてのリスク	—	○
(5)利用者対応リスク	事業者の責めに帰すべき事由による維持管理・運営における利用者からの苦情、利用者対応に関するもの	—	○
(6)情報流出リスク	事業者の責めによる個人情報の流出	—	○
	市の責めによる個人情報の流出	○	—
(7)性能リスク	要求水準の不適合に関するもの	—	○
(8)事故リスク	市が行う業務に関する事故等に起因するものまたは市の責めに帰すべき事由によるもの	○	—
	事業者が行う業務に関する事故等に起因するものまたは事業者の責めに帰すべき事由によるもの	—	○
(9)技術革新リスク	技術革新等に伴う施設・設備の陳腐化のうち、市の指示により発生する増加費用	○	—
	上記以外の技術革新等に伴う施設・設備の陳腐化により発生する増加費用	—	○
(10)施設退去・移管手続きに係るリスク	契約終了にあたり本施設からの退去により発生する費用に関するもの及び事業終了後に事業者から市又は後継の事業主体へ運営移管するための費用に関するもの	—	○
(11)施設の性能確保リスク	事業終了時における施設の性能確保に関するもの	—	○

別紙2 実施方針に対する意見書

実施方針に対する意見書

年 月 日

鳥取市長様

(提出者)

住所又は所在地

商号又は名称

代表者名

(担当者)

所属

職・氏名

電話番号

ファクシミリ

電子メール

令和7年12月19日付け「鳥取市佐治町佐治川水力発電設備整備事業実施方針」第2の規定に基づき、意見書を提出します。

記

項目	
内容	